

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和 6 年内閣府令第 18 号)による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)の一部改正等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 24 年滋賀県条例第 64 号)ほか 2 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 保育所の保育士の数について、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児の区分は、おおむね当該幼児の数を 15 で除して得た数とし、満 4 歳以上の幼児の区分は、おおむね当該幼児の数を 25 で除して得た数とすることとします。(第 1 条による改正後の別表第 5 関係)
- (2) 認定こども園の教育および保育に従事する者の数について、満 3 歳以上満 4 歳に満たない子どもの区分は、おおむね当該子どもの数を 15 で除して得た数とし、満 4 歳以上の子どもの区分は、おおむね当該子どもの数を 25 で除して得た数とすることとします。(第 2 条による改正後の別表第 1 関係)
- (3) 幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員の数について、満 3 歳以上満 4 歳に満たない園児の区分は、おおむね当該園児の数を 15 で除して得た数とし、満 4 歳以上の園児の区分は、おおむね当該園児の数を 25 で除して得た数とすることとします。(第 3 条による改正後の別表関係)
- (4) その他
 - ア この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 24 年滋賀県条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 第 2 項第 2 号ウ中「20」を「15」に改め、同号エ中「30」を「25」に改める。

(滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成 18 年滋賀県条例第 70 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 (2)ウ中「20」を「15」に改め、同表の 4 (2)エ中「30」を「25」に改める。

(滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年滋賀県条例第 72 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 項第 3 号ウ中「20」を「15」に改め、同号エ中「30」を「25」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第 5 第 2 項第 2 号の規定により算定される保育士の数を確保することが困難であると知事が認める保育所については、同号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第 1 の 4 (2)の規

定により算定される職員の数を確保することが困難であると知事が認める認定こども園については、同表の4(2)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

- 4 第3条の規定による改正後の滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数を確保することが困難であると知事が認める幼保連携型認定こども園については、同号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1～別表第4 省略</p> <p>別表第5（第6条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただし、保育士の数は、保育時間を通じて常時2人を下ることはできない。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を<u>20</u>で除して得た数</p> <p>エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を<u>30</u>で除して得た数</p> <p>(3) 省略</p> <p>3～7 省略</p> <p>別表第6以下 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1～別表第4 省略</p> <p>別表第5（第6条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただし、保育士の数は、保育時間を通じて常時2人を下ることはできない。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を<u>15</u>で除して得た数</p> <p>エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を<u>25</u>で除して得た数</p> <p>(3) 省略</p> <p>3～7 省略</p> <p>別表第6以下 省略</p>

滋賀県認定こども園の認定に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 認定こども園の職員の配置は、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上の数の教育および保育に従事する者を置くこと。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を<u>20</u>で除して得た数</p> <p>エ 満4歳以上の子ども おおむね当該子どもの数を<u>30</u>で除して得た数</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>5～10 省略</p> <p>別表第2 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 認定こども園の職員の配置は、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上の数の教育および保育に従事する者を置くこと。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 満3歳以上満4歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を<u>15</u>で除して得た数</p> <p>エ 満4歳以上の子ども おおむね当該子どもの数を<u>25</u>で除して得た数</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>5～10 省略</p> <p>別表第2 省略</p>

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭または保育教諭をいう。以下同じ。）、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事するもの（以下「直接従事職員」という。）の数は、次のアからエまでに掲げる園児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数（当該幼保連携型認定こども園の学級数が、次のウおよびエに定める数を合計した数を超えるときにあっては、当該アおよびイに定める数ならびに当該学級数に相当する数を合計した数）以上とすること。ただし、当該直接従事職員の数は、教育および保育を行う時間を通じて常時2人を下ることはできない。</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭または保育教諭をいう。以下同じ。）、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事するもの（以下「直接従事職員」という。）の数は、次のアからエまでに掲げる園児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数（当該幼保連携型認定こども園の学級数が、次のウおよびエに定める数を合計した数を超えるときにあっては、当該アおよびイに定める数ならびに当該学級数に相当する数を合計した数）以上とすること。ただし、当該直接従事職員の数は、教育および保育を行う時間を通じて常時2人を下ることはできない。</p>

ア・イ 省略

ウ 満3歳以上満4歳に満たない園児 おおむね当該園児の数を20
で除して得た数

エ 満4歳以上の園児 おおむね当該園児の数を30で除して得た数
(4)～(10) 省略

3以下 省略

ア・イ 省略

ウ 満3歳以上満4歳に満たない園児 おおむね当該園児の数を15
で除して得た数

エ 満4歳以上の園児 おおむね当該園児の数を25で除して得た数
(4)～(10) 省略

3以下 省略

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準条例等の一部改正

1. 改正の概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)等の一部改正により、職員配置基準の改善を行う。(3・4・5歳児の職員配置基準の見直し)

[子ども:保育士]

年齢区分	改正前	改正後
0歳児	3 : 1	3 : 1
1・2歳児	6 : 1	6 : 1
<u>3歳児</u>	<u>20 : 1</u>	<u>15 : 1</u>
<u>4・5歳児</u>	<u>30 : 1</u>	<u>25 : 1</u>

2. 施行日

令和6年4月1日

※経過措置あり。

3. 関係条例

- ・ 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(幼保連携型認定こども園)
- ・ 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園)

「こども未来戦略」

～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和5年12月22日 閣議決定）（抄）

Ⅲ.「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
 - ① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)
 - ② 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
- また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

令和6年度の対応

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う。

令和7年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。